

海野漁港背後用地処分（住宅用地販売）のご案内

南城市では、漁業従事者等を対象に海野漁港背後用地（土地）の販売を行います。販売する土地は、現況有姿での引渡しとなりますので、かならず土地の現況を確認の上、お申込み下さい。（※埋設物、土質等、見えない瑕疵が発見された場合でも市は一切の責任を負いませんので、あらかじめ了承の上お申込み下さい）

1. 処分地の位置

南城市知念字知名1352番6他（別添）

処分区画数・・・35区画

2. 処分地の物件

海野漁港背後用地処分地一覧表（別添）

処分価格 15,138円/平方メートル

3. 申請資格

申請できるのは、個人とし、(1)から(5)に該当する方とします。

(1) 漁業協同組合の正・准会員若しくは市長が漁業従事者と認めた者。

(2) 土地売買契約書締結の日から60日以内に土地代金を全額支払うことができる者。

(3) 土地売買契約時に土地代金の10/100以上を契約保証金として支払うことができる者。

(4) 市税等の滞納がない者。

(5) 以下に該当しない者。

ア 未成年者、成年被後見人又は被保佐人若しくは破産者で復権を得てない者

イ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当するもの

ウ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定により、不動産の売買、交換又は賃貸等を業とする者

4. 申請の方法

購入希望者は、次により申請してください。

(1) 申請受付場所及び提出書類

申請場所： 南城市役所 産業振興課（水産係）TEL 917-5356

時間： 午前8時30分～午後5時00分まで（土日・祝祭日は除く）

提出書類： ①普通財産売払申請書 ②漁業従事者証明書 ③住民票謄本 ④身分証明書（市民課） ⑤印鑑証明書 ⑥市税等（国保税）納税証明書 ⑦確約書

5. 契約保証金

売買代金の100分の10以上の金額を契約保証金として契約締結時までに市が発行する納付書により納付していただきます。

6. 印紙税について

契約締結に伴う印紙税は契約者の負担となります。

7. 売買代金の納付

売買代金は契約締結の日から 60 日以内に市が発行する納付書により全額納付していただきます。

売買代金が期限までに納付されない場合は、契約は解除され、購入者が納付した契約保証金は市に帰属することとなり、返還されません。

8. 所有権の移転等

(1) 売買代金の完納を確認した後、市が所有権移転の登記を行います。

(2) 所有権移転登記等に必要な登録免許税は購入者の負担となります。

9. 売却決定後必要となる諸経費について

(1) 登録免許税

登録免許税法に定められており、所有権移転登記等の際に必要な経費です。

(2) 契約印紙代

印紙税法により定められています。

※金額については国税庁ウェブサイト タックスアンサーをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

12. 公租公課について

所有権移転後、固定資産税及び不動産取得税（県税）が課税されます。

13. その他

★確約書参照下さい（本人の居住用地とし、所有権移転後 10 年は転売できません。）

★契約後 5 年以内に住宅を建築する見込みのあるもの

この対象物件については、売買代金の納付確認後、所有権移転登記を行います。このため一般的な売買では同日となる所有移転日と抵当権設定日を同日とすることができません。資金の調達にあたって、金融機関から融資を受けられる場合は、取引先の金融機関の担当者に融資条件と合致するか十分確認してください。

お問合せ先

南城市産業振興課（水産係）TEL 917-5356